

東京都 建設局 道路管理部長 提出資料

東京都における不法看板適正化の取組

平成24年5月16日
東京都

◆突出・壁面看板の不法占用に対する取組 ・看板適正化事業

- 看板実態調査による状況把握
- 看板設置者への働きかけ強化
一斉文書指導、訪問個別指導、
チェーン店については本部への直接指導
- 平成16年度に許可申請を促すインセンティブとして、
従来、表示面積 2m^2 以下の看板についてのみ占用
料を全額免除としていたが、表示面積 $3\sim 5\text{m}^2$ の看
板についても 2m^2 分を減免対象とする

▪ 看板設置者への働きかけ強化

- 一斉文書指導

看板実態調査の結果を基に、不適合看板、未許可看板、許可未更新看板の所有者に文書により指導

- チェーン店への直接指導

未許可看板等の是正について本部へ直接指導

・効果

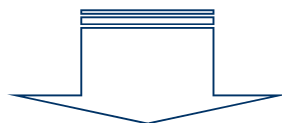
○許可率が向上することで、規格を逸脱した大きな看板、安全性の確保が不十分で落下の危険性のある看板などが撤去・改善された。

○占用許可制度の公平性が確保された。

◆置き看板等に対する取組

・合同パトロールの実施

- 道路上の不法看板等を解消するには、行政の是正指導のみでは限界がある。



- 区市町村や地元警察、商店街、自治会等の地域住民と共に**合同パトロール**を行い、置き看板等による道路の不法占用状態の改善に努めている。

地域と行政、警察が協働し、道路上にはみ出ている置き看板等の注意喚起を行い、道路利用の適正化を推進する。

